

平成26年12月定例会 総務文教常任委員会記録

平成26年12月12日（金）

平成26年12月16日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

| | |
|----------------------|------|
| 平成26年12月12日（金） | 5 頁 |
| 平成26年12月16日（火） | 33 頁 |

平成26年12月定例会審査日程

| 日 次 | 月 日 | 摘 要 |
|-------|-----------|--|
| 第 1 日 | 12月12日(金) | <p>開 会</p> <p>審査日程の決定</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第31号、議案乙第36号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第32号～議案甲第34号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(教育委員会教育部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第31号、議案乙第36号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> |
| 第 2 日 | 12月15日(月) | (休 会) |
| 第 3 日 | 12月16日(火) | <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第31号、議案乙第36号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第32号～議案甲第34号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報 告(総務部財政課、教育委員会教育部)</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>所管事務調査</p> <p>閉 会</p> |

12 月定例会付託事件

1 市長提出議案

[平成26年12月11日付託]

- | | | |
|---------|---|------|
| 議案甲第32号 | 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第33号 | 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第34号 | 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案乙第31号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） | [可決] |
| 議案乙第36号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号） | [可決] |

[平成26年12月16日委員会議決]

2 報 告

佐賀県競馬組合の状況報告（総務部財政課）

鳥栖市立小中学校の夏休み（夏季休業）の短縮について（教育委員会教育部）

平成 26 年 12 月 12 日 (金)

1 出席委員氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 国 松 敏 昭 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛 | 〃 | 久保山 博 幸 |
| 委 員 | 成 富 牧 男 | 〃 | 柴 藤 泰 輔 |
| 〃 | 久保山 日出男 | | |

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

| | | | |
|-------------------------|---------|-----------------------------------|-----------|
| 総 務 部 長 | 野 田 寿 | 教 育 長 | 天 野 昌 明 |
| 総 務 部 次 長 | 松 雪 努 | 教 育 部 長 | 園 木 一 博 |
| 総 務 課 長 | 古 賀 達 也 | 教 育 部 次 長 | 白 水 隆 弘 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 古 澤 哲 也 | 教 育 総 務 課 総 務 係 長 | 原 祥 雄 |
| 総 務 課 文 書 法 制 係 長 | 樋 本 太 郎 | 学 校 教 育 課 長 | 柴 田 昌 範 |
| 総 務 課 職 員 係 長 | 山 本 英 規 | 学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 | 佐 々 木 英 利 |
| 総 合 政 策 課 参 事 | 藤 川 博 一 | 学 校 教 育 課 長 補 佐 | 宮 原 信 |
| 情 報 管 理 課 長 | 青 木 博 美 | 学 校 教 育 課 主 幹 | 中 山 孝 史 |
| 情 報 管 理 課 情 報 化 推 進 係 長 | 佐 藤 正 己 | 学 校 教 育 課 給 食 セ ン タ ー 係 長 | 豊 増 裕 規 |
| 財 政 課 長 | 小 柳 秀 和 | 生 涯 学 習 課 長 | 佐 藤 敦 美 |
| 財 政 課 財 政 係 長 | 古 賀 庸 介 | 生 涯 学 習 課 参 事 | 近 藤 信 孝 |
| 契 約 管 財 課 長 | 三 橋 和 之 | 生 涯 学 習 課 生 涯 学 習 推 進 係 長 | 天 野 昭 子 |
| 契 約 管 財 課 管 財 係 長 | 庄 山 裕 一 | 生 涯 学 習 課 文 化 財 係 長 | 久 山 高 史 |
| 契 約 管 財 課 管 財 係 長 待 遇 | 中 嶋 浩 一 | 文 化 芸 術 振 興 課 長 | 石 橋 沢 預 |
| 契 約 管 財 課 契 約 検 査 係 長 | 立 石 光 顕 | 文 化 芸 術 振 興 課 長 補 佐 | 久 保 山 卓 |
| | | 文 化 芸 術 振 興 課 文 化 芸 術 振 興 係 長 | 古 沢 修 |
| | | ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 石 丸 健 一 |
| | | ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐 | 大 石 泰 之 |

| | | | |
|--------------|---------|-------------------|---------|
| 会計管理者兼出納室長 | 権 藤 博 文 | 議 会 事 務 局 長 | 江 崎 嗣 宜 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 姉 川 勝 之 | 議 会 事 務 局 次 長 | 緒 方 心 一 |
| 監査委員事務局長 | 中 山 泰 宏 | 議 会 事 務 局 庶 務 係 長 | 野 中 潤 二 |
| 監査委員事務局次長 | 古 賀 和 教 | | |

4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

5 審査日程

議案審査（総務部）

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 議案乙第31号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） |
| 議案甲第32号 | 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案甲第33号 | 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例 |
| 議案甲第34号 | 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案乙第36号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号） |

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会教育部）

| | |
|---------|------------------------|
| 議案乙第31号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号） |
| 議案乙第36号 | 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号） |

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

なお、財政調整基金の12月補正後の現在高につきましては、お手元に配付しております参考資料1 ページ、一番上の段でございますが、約19億円となります。

続きまして、款22. 市債、項1. 市債、目7. 農林水産業債、節1. 農業債580万円につきましては、県営水利施設整備事業に係る市債でございます。

参考資料2 ページ、3 ページのところに、起債一覧表をつけております。3 ページの一番下の段が該当する部分でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

古賀達也総務課長

それでは、次に2 ページ目をお願いいたします。歳出でございます。

款2. 総務費、目1. 一般管理費、節5. 災害補償費につきましては、建設課臨時職員の公務災害に係る療養補償の補正でございます。

内容といたしましては、本年6月に市道の街路樹の草を刈っていたところ、勢い余って鎌で右手人差し指を切ってしまったものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、目7. 財産管理費、節11. 需用費の光熱水費につきましては、燃料調整単価などの電気料金の改定等に伴い、庁舎光熱水費が不足することから、所要の額を計上いたしております。

以上でございます。

小柳秀和財政課長

続きまして、目13. 公共施設整備基金費、節25. 積立金1億円につきましては、公共施設整備基金への積み立てでございます。

なお、お手元に配付しております参考資料の1 ページ、上から3段目に、公共施設整備基金の12月補正後の現在高をつけておりまして、金額といたしましては約23億6,000万円となります。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、3 ページ目をお願いいたします。

項4. 選挙費、目6. 知事・県議会議員選挙費につきましては、歳入でも申し上げましたけれども、知事選挙に係る部分につきましては、3月議会で減額補正させていただきたいと考えております。

知事選挙で予定しておりました期日前投票に係る報酬、それからポスター掲示場の一部な

どの経費が考えられるところでございます。

なお、県議会議員選挙に係る平成26年度分の経費といたしましては、節3. 職員手当等の選挙事務に要する選管職員の時間外手当及び節7. 賃金の臨時職員の賃金、また投開票所の用品や入場券、選挙公報のチラシ印刷代などの需用費、それから入場券の郵送代等の役務費、それから、県議会議員選挙分のポスター掲示場に係る委託料や使用料及び賃借料などがございます。

以上で、12月補正予算の総務部関係の御説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔発言する者なし〕

ございますでしょうか。

中村直人委員

じゃあ1点だけ。

本来であれば県知事・県議会は統一選挙で、大体同日的などところで選挙があっただけけれども、今回は知事と県議選が分かれるわけだから、それに対する費用の度合い、一緒やったらどのぐらいで、一緒じゃなかったら、今、今回みたいに分かれたら、どれだけの費用が余計要るのかどうなのか。その差は、計算されましたか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

詳細な積算はしておりませんが、知事選挙、それから県議会議員選挙につきましては執行経費といたしまして、県のほうから、見込み額等の案内が参ります。ただ、大体、県議会・知事選挙で、平成26年度、平成27年度、全体では2,100万円程度を予定いたしております。

今回、知事選挙につきましては、見込みといたしまして、同じぐらいの経費がかかるということになりますので、トータル的には、ほとんど別々にやることによって経費的には倍というか、かかっていくだろうというふうに思っております。

当然、同日に行うということで、まず入場券の郵送等の関係につきましては、同日の入場券になりますので、その分の経費は今回かかるようになります。

それから投票所、それから開票につきましても、人数は若干ですね、二つの選挙を行うと人数は増えますけれども、その分の費用につきましては、若干、経費的には大幅にふえると、いうふうな状況でございます。

また、そういう形、選挙公報等につきましても、2回出すということになりますと、その

分の経費がかかるということで、具体的な積算はしておりませんが、そのような考え方になるというふうに思っております。

以上でございます。

中村直人委員

そうしますとね、県知事選挙が年末年始をまたぐわけですね。そうしますと、それにどうしても期日前投票だとかいろんなことがありますから、職員配置がかなり出てくると思います。そうしますとやはり、それはもう通常の振りかえ代休みたいなので対応するとは思いますが、それ分だけのこの時間外手当はつくわけですね。

ですから、そういった面の費用っていうのかなり、今回の県知事選挙においては、かかるという想定したほうが良いと思うんですが、その点いかがでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

当然、年末年始をわたると、またぐ選挙期間ということになりますと、その対応について、職員のほうで対応せざるを得ないというような状況でございます。

そうしたときには、当然経費的にですね、休みの日に勤務することがふえますので、そういった意味では経費がかかってまいるというふうに思っております。

ただ、そこら辺の考え方につきましては、県のほうに、そういう経費的な部分では、要望というか、そういうのを申していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

中村直人委員

普通でもですね、やっぱり職員は過重労働的なところもありますし、残業かなりやっていると、それだけ足りないというのが現状だと思うんですよ。

ですから、そういった職員の健康管理等も含めて考えれば、本来、年末年始、家庭でね、みんなと一緒に過ごしたい時間を過ごせないような状況になってくるし、精神的な問題も出てくる。そういった面も含めて、やはり過重労働にならないように、やっていただきたいと思うし、こういった選挙をつくったこと自体が問題だと思うんですけども、これは知事職を投げ出した人も責任がある。そういった点も含めて、やはりきちんとした職員対応をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

私から1点だけでございますが、参考資料の公共施設の整備基金ということで、二十三億五千七百万円単位で、現在高ありますが、この公共施設の整備基金の考え方と、今後の捉え方っていうか、要するに、どのような方向性持っているのか。それがお答えできたら、答えていただきたいと思えます。

小柳秀和財政課長

公共施設整備基金の積み立ての質問でございますが、昨年の12月の常任委員会でもお答えをさせていただいておりますが、現時点におきましては、明確にお示しすることができない状況でございます。

理由といたしましては、公共施設の整備計画等を立てていくということがありまして、その状況を見ながら、今後立てていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

そしたら、明確にその方向性とか出るのは、後日ちゅうこと。何年後か。そういうふうにつけていいですか。

小柳秀和財政課長

公共施設整備基金のですね、必要な額という部分が見えた段階で、ある程度お示しできるものではないかと考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

機会見つけてこの辺、このことは、御質問させていただきます。

松雪 努総務部次長兼総合政策課長

前回もお答えをさせていただいた部分もございますけれども、公共施設総合管理計画というものを平成28年度までに策定をする必要がございます。

ですので、平成28年度には、その必要額というものが明らかになってくるものと考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第32号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第33号 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例

議案甲第34号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第32号から議案甲第34号については、一括して審査をいたします。御了承の
ほどお願いいたします。

議案甲第32号から議案甲第34号まで、以上3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古賀達也総務課長

ただいま議題となりました議案甲第32号、第33号、第34号の以上3件につきましては、8
月7日に出されました人事院勧告に伴い、さきの臨時国会で国家公務員の給与改定に伴う関
係法律が改正されましたので、この関係法律の改正に準じまして、市議会議員、市長、副市
長の特別職の期末手当及び職員の給料及び勤勉手当等について、改正を行うものでございま
す。

お手元にお配りしております、平成26年12月市議会定例会条例案参考資料をお願いいたし
ます。まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案甲第32号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例についてでございますけれども、この条例は、先ほど申し上げました人事院勧告によ
る関係法律の改正に準じまして、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるものでござ
いまして、内容といたしましては、平成26年12月の期末手当につきまして、現行の1.55月を
1.70月に0.15月分支給月数を引き上げるものでございます。年間0.15月引き上げますので、
平成27年度以降全体で0.15支給月数が引き上がるように、6月と12月の手当の月数を改正す
るものでございます。

これにつきまして、施行日につきましては交付の日からとなっておりますけれども、本年
の12月の期末手当から適用するというので、12月1日適用を予定いたしております。

次に、4ページ目をお願いいたします。

議案甲第33号 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例についてござ
います。

この条例は、鳥栖市長及び副市長の期末手当の支給月数を引き上げるものでございまして、

改正の内容をといたしましては、市議会議員と同様に、平成26年12月の期末手当の支給月数を0.15月分引き上げ、平成27年度以降は年間で0.15月引き上げるような、6月と12月の月数を変更するものでございます。

こちらにつきましても、本年の12月から適用したいというふうに考えております。

次に、資料の7ページをお願いいたします。

議案甲第34号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように人事院勧告により関係法律の改正に準じまして、市職員の給料、通勤手当、勤勉手当について改正を行うものでございます。

改正の内容をといたしましては、まず、通勤手当でございますけれども、交通用具の使用者、いわゆる自家用車における通勤手当について支給の上限額を2万4,500円から3万1,600円に増額するものでございます。これにつきましては、通勤距離に応じまして、100円から最大で7,100円の引き上げになるものでございます。

次に、勤勉手当でございますけれども、平成26年12月の勤勉手当について、現行の0.675月を0.825月に、0.15月分支給月数の引き上げるものでございます。

また、来年の6月と12月について、勤勉手当について、年間で0.15月分引き上げるように改正を行いたいというふうに考えております。期末勤勉手当の合計につきましては、3.95月が、4.10月と0.15月分引き上げるものでございます。

次に、職員の給料月額につきましては、給料表の改正を行っております。こちらにつきましては、平均で、一般会計で0.34%の引き上げでございます。額にいたしましては、当然、引き上がらない部分もございますけれども、200円から2,000円の引き上げを行うものでございます。初任給であります1級の職員につきましては、2,000円の引き上げになるものでございます。

一般会計全体では、引き上げ額といたしましては、487万8,000円の増額となります。

これに伴いまして、職員につきましては一般会計で通勤手当、勤勉手当、給料月額の引き上げで、一般会計全体で2,000、約2,715万円の増額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより一括質疑を行います。

ございますか。(発言する者あり)

マイクをお願いいたします。

成富牧男委員

7ページ。参考資料の7ページの関係で、括弧内の月数は再任用職員っていうふうに、ありますけれども、これに該当する職員というのはどれくらいくらいおられるんですか。

古賀達也総務課長

平成26年度再任用職員は2名でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

はい、ありがとうございます。

簡単にお尋ねしますが、今までどっちかつたら、給料の、給料表の引き下げみたいなほうが多かったんですけど、今回は、今回提案されてるのは、平均的には、先ほど御説明があったように、上がるという職員も、議員は、その前の、7ページやないですけど、上がる内容ですよ。

ということでもいいでしょうか。

古賀達也総務課長

平成26年度の人事院勧告に準じまして、今回職員の給与改定につきましては、基本的には引き上げでございます。

以上でございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

ほかはございますか。

中村直人委員

久しぶりの賃上げですけども、全体的に言うとそんなに上がってないということですね。

国の人事院勧告と、県が出した人事院勧告は若干違いがありますよね。今回、鳥栖市のほうでやられた分については、県の人事院勧告なのか、それとも国の人事院勧告に基づいたものなのか、その点をお伺いしたいと思います。

古賀達也総務課長

今回の給与改定の条例を提案させるに至りまして、これまでも国の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じてきたということ、また、本市の経済圏が福岡県南地域と重なり合うということなどの理由から、佐賀県内だけの民間企業の給与水準だけではなくて、幅広く給与水準を判断するというような考え方の中で、これまで準じてきております国家公務員の給与改定に準じることが適切ではないかということで、今回、提案いたしております内容につきましては、国家公務員の給与改定に準じております。

以上でございます。

中村直人委員

そうしますと、この国の人事院勧告を適用と、佐賀県の人事院勧告じゃなくて。という捉え方でいいですか。

古賀達也総務課長

はい、国の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて提案をさせていただいております。

以上でございます。

中村直人委員

国はですね、47都道府県を見て、そして格差のあるところで、多いところを基準にやって、下の12県ぐらいをずっと分けて、中間をとってやっていくわけですね。

そうすると県の人事院勧告の場合はそうじゃなくして、この減額される人は減額の補償したりとか、この見直しが若干違うんですよね、捉え方が。2.3%の今の国の引き上げ的なものと言うか、そういう賃金、民間との格差があるからというふうな話で戻すとか、そういった点がありますけれども、この、やはり若干違うというのは、国はやっぱり、格差をやはり、都道府県で格差をつけようとしてるんですよ。いいところと悪いところの格差を。

だからそうじゃなくして、佐賀県の人事院勧告はそういった面は余りよくないというところをやって、やっぱり働く量とか何かは変わらないと、だから佐賀県は佐賀県に応じた、民間なら民間、適用してやっていこうじゃないかと、そういった、若干ニュアンスの違うんですよ、国の勧告と県の勧告は。

だからそういった面でやっぱり全体的には県の勧告のほうが、全体的に見ると将来の給与見直しから差額のこの補償問題を含めると、何かいいような感じが我々がするんだけど、そこら辺の考え方の違いを、この考慮されたことがあるのかどうなのか。

ちょっとお尋ねをします。

古賀達也総務課長

今回の提案につきまして、職員給与の改定で引き上げの部分につきまして、今回、国と佐賀県の人事委員会委員の勧告内容につきましては、ほぼ同じであるかというふうに思っております。

ただ、来年度から予定をいたしております給与関係の総合的見直しにつきましては、国と県の勧告の内容が違っているという状況でございますが、これまで国家公務員に準じてきたということにつきましては、先ほど申し上げましたように、幅広い経済圏の中で、職員の給与を判断したほうが適当であろうということで、国の人事院勧告に準じてきたところでござ

います。

ただ、国の人事院の勧告のあり方につきましても、毎年と申しますか、必要な都度見直しをされております。先ほど中村委員のほうから申し上げられましたように、都道府県での給与の比較等、全国一律ではなくてブロック単位であったりとか、そういう部分の見直しをなされている状況でございます。

そういった状況でございますので、今後につきましては、公務員給与につきまして、民間労働者と異なるような、労働基本権が制約されております。その代償措置としていたしましてこういう勧告制度がございますので、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するという意味では、納税者である住民の理解を得る必要があるというふうに思っております。

そういう部分を踏まえまして、官民給与の正確な比較などをもとに、公務員給与について決定がなされている状況でございますので、そういった部分を踏まえまして、判断をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中村直人委員

じゃあ、今回は4月にさかのぼってやるということでしょう。そすと、2015年の3月までが一つのパターンで、4月からまた見直しなんですよね。そうしますと、実質的には減るんですよ、国の場合は。県の場合はふえるんですよ。差額は7,000円あるんですよ。

だから、今、安倍さんが言ってるアベノミクスは、本当に勤労者へ回すと、底を上げて景気をよくすると言ってるけれども、これを見るだけでも、そんな、回ってこないというんですよ、国の人事院勧告は。県の人事院勧告は、それを受けて、じゃ上げてやろうという案なんです。

ですから、資料もらったんだけど、3級でよっても、県の人事院勧告と国家公務員、国の人事院勧告では同じ3級でも、来年の4月からは7,000円の差が出るんですよ。県の人事院勧告じゃ7,000円上なんです。でも国の人事院勧告では下がるんですよ。

だからそこら辺はね、やっぱりこれをきちんと見ていかないと、やっぱりこの景気をよくしよう、何をしようって言うときに、公務員でもきちっとした給料をですね、やっぱりやるべきだと。そうしないと景気はよくなりませんよ。購買力、消費力が高まらなければよくなりませんので、そういった点はですね、今後十分注意をしていただきたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

今、中村委員からお話しのがあった中で、執行部のほうから答弁がありました給与関係の

総合的見直し。

これも、よそでは、例えばとなりの基山町では、それも含めた議案が提案されてると理解しておりますけれども、鳥栖市の場合、例えば、今議会また、追加かなんかでやられるおつもりなのか。

今の職員組合と交渉の進展ぐあいちゅうか、そういうところも含めてですね、お話しいただけたらと思います。

古賀達也総務課長

給与の総合的見直しにつきましては、平成27年の4月からの見直しというような勧告がなされております。

こちらにつきましては、まずは本年度、平成26年度の給与改定ということで、民間との比較によります勧告に従って、それをもとに、今回提案をさせていただいております。こちらにつきましては、11月の下旬に労働組合と交渉をしております。

当然、総合的見直しにつきましても、交渉の中では議題としてございましたけれども、それにつきましてはまだ、継続的に今後交渉していくということで、今議会で総合的見直しについて、提案する予定はございません。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

で、先ほど言われたようにですね、アベノミクスというのは、いわゆる民間に対しては強制力はないんですね、賃金引き上げるとかいう、強制力はないと思います。そういうふうによく言いますね、言いわけも含めて。

しかし、公務員はある意味じゃ、身内のところすよね。そこそを本来は引き上げるべきやないかと、影響力もあるやないかと、大いにあるやないかということをお思いますので、そういうことも含めて、ぜひ提案する場合には考えていただきたいと。

以上で終わります。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

下田 寛委員

ちょっと素朴な質問で、市議会委員の報酬の分、甲第32号の件なんですけれど、これは国家公務員の給与改定に準じ市議会議員の期末手当を改定するためというのは、これも、人事院勧告の中に含まれているということでもいいんでしょうかね。

古賀達也総務課長

これにつきましては、人事院勧告につきましては、職員の給与につきまして民間と比較をいたします。その国家公務員の給与改定に準じまして、国におきましては、特別職の給与等についても、今回、関係法律の改正がなされております。

市議会議員、それから市長、副市長の特別職の期末手当の改正につきましては、そちらの特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、今回、期末手当の支給月数を引き上げたものでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。

ちょっと僕の中で違和感があってですね、要は、何でしょう、今これだけ政治家が云々だとか、世間で言われている中でここを上げてる。やっぱり市議会で報酬上げるっていうことになると、報酬審議会の何かこう答申をいただいたりとか、全国的にそういうことをやった上で、慎重に検討した上でこういった議案ってやるべきなんじゃないかなと個人的には思っています。

また経緯というのは、これ執行部提案なんで、特に踏んではないということでもいいんですよ。

古賀達也総務課長

特別職の報酬等審議会がでございます。こちらにつきましては、議員の報酬、それから市長等の給料について見直すときに、特別職報酬審議会にお諮りをさせていただきます。

今回手当、特別職の場合は退職手当も含めてでございますけれども、手当につきましては、特別職報酬審議会にはお諮りをしないところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

ちょっと私から。

単純つったら、事務処理上だと思いますが、1ページにしろ、何ページかな、今特別職の4ページの説明書にしろ、この改正案のこの端数の捉え方ちゅうのは、例えば、期末手当の配分2ですけどね、現行が1.4から改正案が1.475とか、6月期あるんじゃないですか。

この端数の捉え方ちゅうのは、金額のために、こういうような端数の出し方をされてる、その、ちょっとその単純にですよ、現行のままでいいかなという、単純な数字的だけで、あらわせばいいんですが、1.4が1.7でしょう、1.475、1.625という……。

ちょっと済みません、数字の中身について、何でこういうふうになるのかなと思って、単純な、すみません。

古賀達也総務課長

先ほども御説明いたしましたけれども、国の法律の改正に準じて、6月・12月の支給月数につきましては、そのような形にさせていただいております。

これにつきましては、恐らく6月での期末手当、それから12月での期末手当のあり方につきましては、例えば、12月につきましては、年末年始を迎えるということで、支給月数を若干多くされるというような状況かというふうに思います。

今回、引き上げられました0.15月を半分ですね、0.15月の半分ですので、0.075月を現行の支給月数に上乘せというか、プラスした月数を来年度の月数に変更をされているというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

国松敏昭委員長

次に、議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小柳秀和財政課長

議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、総務部関係について御説明を申し上げます。

歳入につきまして、申し上げます。

款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金、節1. 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のための繰り入れでございます。

以上をもちまして歳入については、説明を終わらせていただきます。

江崎嗣宜議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。資料1ページをお願いいたします。

目1. 議会費でございますが、節2. 給料、節3. 職員手当等、及び節4. 共済費につきましては、職員の人事異動に伴うもの、それと先ほど御審議いただきました職員の給与等の改定並びに市議会議員の議員報酬の改定に伴うものでございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に2ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費につきましては特別職3名及び総務部職員61名分の計64名分の給与改定と、人事異動に伴います人件費の補正でございます。

今回、当初予算よりも職員につきまして、2名減ということになりますので、先ほど給与改定に伴います増はございますけれども、今回、異動分での減があるということで、給料、職員手当等、それから共済費については、減額補正させていただいております。

次に、その下でございます。

項4. 選挙費、目1. 選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会2名分の給与改定及び人事異動による補正でございます。

以上でございます。

青木博美情報管理課長

項5. 統計調査費、目1. 統計調査総務費につきましては、統計調査職員2人分の給与改定等による補正でございます。

以上でございます。

中山泰宏監査委員事務局長

同じく3ページお願いいたします。下段の分でございます。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費でございます。節2. 給料から節4. 共済費は、事務局職員3名分の給与改定及び人事異動に伴う補正分でございます。

以上でございます。

古賀達也総務課長

次に4ページをお願いいたします。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 総務管理費でございますが、こちらにつきましては、消防・防災担当2名分の給与改定に伴います人件費の補正でございます。

以上でございます。

以上で、一般会計補正予算、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

くお願いいたします。

それでは議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）及び議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）、以上2議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育部長

おはようございます。

本日御審議を賜りますのは、先ほど委員長からお話ございましたように、議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、及び議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）のうち、教育部関係の補正予算でございます。

まず、議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）についてでございますけれども、教育費のうち、幼稚園費を除き、全体で4,676万8,000円の補正となっております。補正後の幼稚園費を除く教育費総額は、33億6,559万2,000円となっております。

補正の主なものとしたしましては、本年9月より稼働いたしました学校給食センターの稼働実績等により、運営体制の見直しに伴う臨時嘱託職員の賃金や、光熱水費の年間必要額、小・中学校及び文化会館等の文化施設並びに体育施設の光熱水費、平成27年度の小・中学校クラス増に伴う備品購入費、スタジアム改修調査業務委託料、さらには、歳入のほうでも提示をさせていただいておりますけれども、スタジアムネーミングライセンス料に伴います企業特典事業委託料となっております。

次に、議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）につきましては、職員給与改定及び人事異動に伴います、人件費の補正となっております。

以上、概要について申し上げますけれども、それぞれの内容につきましては、これより各担当課長より説明させますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

国松敏昭委員長

はい、これより、どうぞ。

石丸健一スポーツ振興課長

それでは、議案乙第31号のほうから御説明を申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。1ページをお願い申し上げます。予算書は22ページになります。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節2. 保健体育使用料につきましては、本年7月と8月に開設いたしました市民プール使用料の確定により減額するも

のでございます。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

同じページ、その下でございます。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金につきましては、交通遺児寄附金といたしまして、7月17日にブリヂストン労組久留米市支部鳥栖分会より御寄附をいただきましたものを計上しております。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

次に、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、現在契約継続の協議を行っております、スタジアムネーミングライセンス料の、平成27年1月から3月までの3カ月分を計上いたしております。

歳入については以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

2ページ、歳出について御説明いたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費、節7. 賃金は、当初予算で予定していた人員に対しまして、本格稼働後に安定稼働に必要な人員の見直しを行い、洗浄の臨時職員、代替の臨時職員等を増員し、正規、嘱託、臨時職員で67名体制となって、必要となった補正額です。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

同じくその下、節20の扶助費でございますが、交通遺児見舞品といたしまして、交通遺児5名に3万円相当の図書カードを交付するものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目3. 学校教育事務局費、節20. 扶助費は、交通遺児以外の遺児に対する見舞金です。昨年度久光製薬から寄附を受けました111万2,000円から、昨年度17名に3万円ずつを支払った51万円を差し引いた額を補正額としております。

項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費、節11. 需用費は、学校給食センターに係る光熱水費です。

節12. 役務費は、学校給食センター職員に係る腸内細菌等検査手数料をお願いしております。

続きまして3ページをお開きください。

目 2. 学校事務管理費、節18. 備品購入費は、施設用備品購入費と、給食用備品購入費を補正として上げております。これは来年度普通学級が3学級ふえることが見込まれることと、特別支援学級が4学級見込まれるための補正となっております。

節20. 扶助費は、学校給食に係る就学援助費です。前年度末に対象数が増加したことに伴う補正となっております。

項 3. 中学校費について御説明いたします。

節 2. 学校事務管理費、節11. 需用費は中学校の光熱水費となっております。これは電気料金の値上げが主な原因と考えられます。

節18. 備品購入費は、施設用備品購入費です。普通学級が2学級、特別支援学級1学級ふえることを見込んでの補正というふうになっております。

節19. 負担金補助及び交付金です。これは中学校スポーツ大会等出場補助金で、全国大会や九州大会へ出場する生徒がふえたため、補正が必要となったものです。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長

4ページをお願いいたします。

項 4. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費、節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度佐賀県放課後子供プラン推進事業に対し、県から補助金を平成25年度に受け入れておりましたが、事業費の確定に伴い補助金額が減額、確定されることから、その差額について、平成25年度補助金の返還を行うものでございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

目 6. 文化振興費、節11. 需用費の燃料費につきましては、ホール系統の大型空調設備に要する都市ガス料金の不足見込み分でございます。理由は、ガス料金の値上げによるものでございます。

同じく光熱水費につきましては、主にホール系統以外の空調設備に要する電気料金の不足見込み分の補正でございます。これも理由は、電気料金の値上げによるものでございます。

下の段、目 7. 定住交流センター費、節11. 需用費の光熱水費につきましては、空調設備に要する電気料金の不足見込み分145万2,000円と、消防設備やトイレ漏水、音響設備などの緊急修繕に対応するための経費に流用した分251万3,000円を合わせて補正をお願いしております。

また、修繕料につきましては、経年劣化により写らなくなりましたホール用のモニターカメラの取りかえに必要な経費を上げております。

石丸健一スポーツ振興課長

次に、項5. 保健体育費について御説明申し上げます。予算書は52ページになります。

目1. 保健体育費、節11. 需用費につきましては、主に電気料の不足によるものでございます。これは、スタジアムの照度不足に伴う点灯数の増加などが主な理由でございます。

節13. 委託料のうち、スタジアム保全調査委託料につきましては、お手元の資料6ページの主要事項説明書もあわせてごらんいただきたいと思っております。

内容的には、いわゆる、スタジアムの人間ドック的な調査を行うことに要する経費を計上いたしております。

また、スタジアムネーミングライツ企業特典委託料につきましては、現在、契約継続の協議を行っております、スタジアムネーミングライツ料の年額10%以内で、具体的な内容につきましては、先ほど申し上げたように、現在契約継続協議中の中で協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

もう一部の資料、議案乙第36号につきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 総務事務局費、節2から節4につきましては、教育長以下7名分（同ページで「10名」に訂正）の給与改定及び人事異動に伴います人事費の補正でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目3. 学校教育事務局費につきましては、課長以下7名の人事異動等に伴うものでございます。

以上です。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

失礼いたしました。

先ほど目2のところ7名と申し上げました分につきましては、10名でございます。10名で訂正をお願いいたします。

国松敏昭委員長

10名。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

続きまして、2ページをお願いいたします。

項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費の節2から節4につきましては、同じく小学校職

員12名の給与改定及び人事異動に伴います、人件費の補正でございます。

以上でございます。

引き続きまして、項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費につきましては、節2から節4につきましては職員1名の、給与改定及び人事異動に伴います人件費の補正でございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

続いて3ページをお願いいたします。

項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費のうち、節2から節4につきましては、生涯学習課11名分の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

石橋沢預文化芸術振興課長

目3. 図書館費のうち、節2から4までにつきましては、図書係職員5名分の給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

目6. 文化振興費のうち、節2から節4までにつきましては、文化芸術振興課長以下10名分の給与改定及び人事異動等に伴う補正でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

4ページをお願い申し上げます。

項5. 保健体育費、目1. 保健体育総務費、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員10名分の給与改定及び、4月の人事異動によるものでございます。

以上、説明を終わります。

国松敏昭委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。

これより、一括して質疑を行いたいと思います。

成富牧男委員

ちょっと簡単なやつなんですけど、一つはですね、こっちは……、31号のほう。31号の2ページ、総務事務局費の学校保健員・嘱託職員等賃金。

二つお尋ねしたいんですけど、一つは、それぞれの単独の学校給食、いわゆる学校給食室のときの7カ所ですね、人員の合計は幾らだったのか。直前ですね、センターに移る、直近の職員の総数は幾らだったのかが一つと、今後、これが67名とおっしゃいましたけれども、来年度4月以降もこの67人で考えてあるのか。

ごめんさい、二つになりやらんですね。

あと一つは、これはもう本当に、ずっと前に尋ねたときに明確な答えがなかったので、学校保健員という名称が非常にわかりにくいんですね。調理師、調理員さんとかやったら、非

常にわかるんですけど、内容は調理員さんでしょう。それで、何で学校保健員で、それこそこれ「鳥栖ならでは」なのか。何で保健員さん。

もうわからんならわからんでいいんですけど、改められたらかどうかっていう話です。ひよっとしたらこれ賃金にかかわって、あえてこういう名称にしてあるのか。

そこんところをひとつお願いいたします。

それと、これもちょっと、多分省略されたんでしょうけど、次はですね、議案乙第36号、1 ページ目の総務事務局費のところはですね、給料、職員手当、職員共済費のところ、その後若干の説明を加えてあるわけですね。それ以降はもう簡単にするするすると書いてある。

だから、これやったらいっそ、総務事務局費のところは何も書かんで、口頭でこうこう、ここに三つ書いてあるような説明して、以下説明しますけれども、同じ理由でございますか何か言われたほうが、何か違うのかなって思ってしまうんですね。

それと、特に、すいませんね、言葉尻じゃない、字面を捉えるようですが、職員手当等のところの制度改正及びってというのが、ここ独特なんですよね。これはどういう意味でしょうか。もし誤りであれば、誤りというふうに言っていていただいて結構です。

以上です。

国松敏昭委員長

はい。何点か今質問ございましたが、担当部署よろしいですか、整理していただいて。まず、センター前とセンター後のとか。

誰。答弁はどの方。

柴田昌範学校教育課長

給食室の人員についての御質問にお答えしたいと思いますけれども、自校方式による体制につきましては、平成26年4月1日現在は69名、8時間のフルタイムで換算すると66名でございました。一方、現在の体制でいきますと、フルタイムで換算すると、46名程度ということになります。

それと2点目の学校保健員となぜ呼んでいるかについては、私は、先ほどわからないならわからないと言えということでしたが、なぜかというところは、確かに把握しておりません。

国松敏昭委員長

はい。いいですか。2点目の、学校保健員についての質問でございますが、その件について、どの方。

答弁は。わからん。いいですか。

園木一博教育部長

規則上の学校保健員という表現は使っておりますけれども、もともとこれが法律根拠があ

るのか、そういったものちょっと今、手持ち資料等ございませんので、整理、確認をした上で、御報告できるような形をとらせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

したら、ちょっと私からですけど、現状では学校保健員ちゅうのは調理員でいいわけですか、ほんなら。そういう、概要はなんか。

今の話で、後ほど詳しく答弁されると。(発言する者あり) 後ほど、はい、園木部長。

園木一博教育部長

学校保健員という位置づけは、すいません、条文まで正しく覚えてませんが、就業規則等々含めてですね、規則上で明記はいたしておりますが、もともと学校保健員となぜ呼ぶのかっていうところまでがちょっと、資料等も手持ちございませんので、調査をした上で御報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

成富委員、それでいいですか。

それでいいですか、まずは。

成富牧男委員

はい、結構です。

国松敏昭委員長

その後の質問に対する答弁をよろしく願いします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

制度改正という名称につきましてでございますが、職員手当等の欄でございます、期末勤勉手当等の月数の変更を意味しておるものでございます。

以上でございます。(「額の改定じゃなくて、率の改定で……」と呼ぶ者あり)

国松敏昭委員長

手ば挙げて、ちゃんと。答弁してくださいよ。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

期末勤勉手当等ということで、支給月数現行3.95月を、0.15月分引き上げることによる改定ということでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

より詳しく書かれたということに理解しておきます。

それからさっきの学校保健員についてはですね、さっきの回答でございしますが、私のは

っと思いだしたのは、同和教育集会場とその内容が違ふというのと、なんか……、それをちよっと思いだしたので、ぜひ改めることができるのであればですね、次の平成27年度予算からでも、改められたらいいかと思ひます。

要望です。はい。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山日出男委員

乙31号の、説明資料の1番でございます。1ページでございます。

保健体育使用料の市民プール使用料、これはことは特に夏場の雨でだと思ひます。これによりますと、そもそも何名ぐらひを予測して、何名の減がこれだけなのか。52万3,000円。わかりますか。

国松敏昭委員長

質問の趣旨、石丸課長。

石丸健一スポーツ振興課長

減つた理由につきましては、今久保山委員がおっしゃつたように、一番天候不順によるものでございます。

で、どういふふうに見とつたかといひますと、平成25年度が、利用実績としていたしましては、3万6,231名の利用がありましたので、予想といたしましては、3万人程度といふことで、若干低めに見込みはしとつたわけなんですけれども、平成26年度につきましては、2万7,405名と、予想をかなり下回る結果になっております。

これは今申し上げた天候不順、これ30度を超えた日がほとんどなかつたといふこと。それから、台風による中止といふことで、安全性を考えまして、2回中止をしております。

もう一つ言へば、土日に限つて天候が悪かつたといふふうなこともございまして、非常に少なくなつております。

また、中止にした日がですね、ひとつ、学童泳力テストが中止になっておりまして、人員についての件といふのは、これが一番大きいのかなといふふうに分折をいたしてあります。

以上でございます。

久保山日出男委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

ほかは、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、教育委員会教育部関係の議案に対する質疑は終わりました。



国松敏昭委員長

この際、教育委員会より、お手元の資料について御説明を受けたいと思います。

柴田昌範学校教育課長

お手元に「劇団四季「こころの劇場」ミュージカル『魔法をすてたマジョリン』鳥栖講演について」という御案内が届いているかと思えます。

来週の月曜日、委員会が休みの日になりますけれども、小学校の5、6年生、5年生全員と6年生が、昨年5年生の半分行かせたもんですから残りの6年生ということになりますけれども、約1,500人を招待して劇団四季のミュージカルを見せることにしております。

もしよろしければ、委員様方もごらんになればということで、御案内を差し上げておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

国松敏昭委員長

何か、この件について御質問ございましたら。

[発言する者なし]

以上で、資料については終わります。



国松敏昭委員長

以上で本日の日程は、終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会を散会いたします。

午前11時24分散会

平成 26 年 12 月 16 日 (火)

1 出席委員氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 国 松 敏 昭 | 委 員 | 中 村 直 人 |
| 副 委 員 長 | 下 田 寛 | 〃 | 久保山 博 幸 |
| 委 員 | 成 富 牧 男 | 〃 | 柴 藤 泰 輔 |
| 〃 | 久保山 日出男 | | |

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

| | | | |
|---------------------|---------|-------------------|---------|
| 総 務 部 長 | 野 田 寿 | 教 育 長 | 天 野 昌 明 |
| 総 務 部 次 長 | 松 雪 努 | 教 育 部 長 | 園 木 一 博 |
| 総 務 課 長 | 古 賀 達 也 | 教 育 部 次 長 | 白 水 隆 弘 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 古 澤 哲 也 | 教 育 総 務 課 総 務 係 長 | 原 祥 雄 |
| 情 報 管 理 課 長 | 青 木 博 美 | 学 校 教 育 課 長 | 柴 田 昌 範 |
| 財 政 課 長 | 小 柳 秀 和 | 生 涯 学 習 課 長 | 佐 藤 敦 美 |
| 財 政 課 財 政 係 長 | 古 賀 庸 介 | 文 化 芸 術 振 興 課 長 | 石 橋 沢 預 |
| 契 約 管 財 課 長 | 三 橋 和 之 | ス ポー ツ 振 興 課 長 | 石 丸 健 一 |
| 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 | 権 藤 博 文 | 議 会 事 務 局 長 | 江 崎 嗣 宜 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 中 山 泰 宏 | | |

4 議会事務局職員氏名

議 事 係 長 江 下 剛

5 審査日程

議 案 審 査

議案乙第31号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）
議案甲第32号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案甲第33号 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例
議案甲第34号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案乙第36号 平成26年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔総括、採決〕

報 告

佐賀県競馬組合の状況報告（総務部財政課）

鳥栖市立小中学校の夏休み（夏季休業）について（教育委員会教育部）

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

じゃあその現地視察の件なんですけど、一応ちょっと学校だけで、組みせていただいています。

執行部からこれでいかがでしょうかと、つくっていただいた分なんですけれど、プラスアルファで、公共施設とかそういったものも入れたほうがいいのであれば、それも加味したいなと思うんですけれど、そこも踏まえて、御意見をいただければと思うんですが。

国松敏昭委員長

はい、ちょっとその前に。

今の副委員長のほうから、実は、ちょっと補足させていただきますと、月に数回、1回もしくは数回、総務文教常任委員会として、いろんなことを取り組もうという一環での、今の話でございます。

そういうことで、特に、文教あたりは現場の実態を知ること、また状況を確認することが大事だという趣旨も、私はそういうふうに理解をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

成富牧男委員

これはもう再々、それこそ、施設の問題ですね、学校施設の問題。

ここでも、柴藤議員も、国松委員、それから、下田委員なんかも、結構取り上げてこられたと思います。

今回も、うちの尼寺議員も取り上げましたけど、やっぱり施設の状況もぜひ入れていただききたいと、私は思います。

それと、逆に……、

国松敏昭委員長

どうぞ。

成富牧男委員

質問ですけど、例えば、指導、通級の特別支援、10時35分から11時20分まで、どんな感じで見ている、時間ずっとそこしばらくおるちゅう意味で、授業参観の保護者さんがおるような感じなのか。ちょっとそこんところ。

ちょっと、あの、直感的に、中身わからんでいうと長いかなちゅう感じがしたもので。10時35分から11時20分ちゅうのが。

国松敏昭委員長

中身ですね。

成富牧男委員

うん。ひょっとしたらいやいや、こうこうこうだから、これでも少ないぐらいですよって

ということかもしれませんが。

以上。

下田 寛副委員長

今お話しさせていただいているのが、授業参観ですね。特に、小中一貫の中で特色のあるものをチョイスをしてもらうように、お願いをしております。

それが終わった後に、校長室等で学校の幹部の方々と協議をしていただいた後、昼食と一緒に食べて失礼するというような流れで、つくらせてもらってます。

ちょっと長いかどうかは、ちょっとよくわかんないですけど、学校の時数に当てはめて、やらしてもらったという経緯です。

成富牧男委員

今の答えを聞いての質問でいいですか、いっちょ。

国松敏昭委員長

どうぞ、自由に。

成富牧男委員

もし、だからわざわざ別に施設の時間をとるんじゃなくて、この時間がもし、必要十分っていうことやない、そういうことやったらこういう組み立ても、施設の分を見ていただく時間もこの時間に含められますよとか、それとか次の協議の場は、若干削ってとかですね。

そういうのが、可能であれば、合わせて施設の中に組み込むという形で施設をやっていただけならなと、思います。

下田 寛副委員長

施設というのは、今、成富議員が言われてあるのは、学校の施設ということですよ。（発言する者あり）はい。

であれば、もちろんそこも視野に入れた上で、校長先生等から、授業を見た後に、ここがこうなんですよとか、そういったのを見させてもらいながら、協議をさせていただくというふうな、はい、イメージで、詳細は、詰めていこうかなというふうには思っております。

国松敏昭委員長

それでちょっと、つけ加えちゃうか、副委員長のほうで、主にやっていただいとるところの中で、ここ学校が全部入ったとらんよね。全校じゃないですもんね。3と5でね、1、2、4、5、6、7、8。（発言する者あり）弥生がなかですね。その辺がどうするのか。

小学校も5校ですよ。1、2、3、4、5校ですね。どこが入つとらんとかな。小学校は、弥生がなかですね、両方とも。なんでやろか。

弥生小がないね。

中学校、は、小学校は基里中、が入っとらんね。(発言する者あり) 麓小学校は入っとら
んですね。(発言する者あり) 4校じゃなかですかね、入っとらんと。鳥栖小、北小、鳥栖小
は入っとらん。鳥栖小、北小、そいから鳥栖中は入っとるでしょう。(発言する者あり)

麓、基里、「若葉が」と呼ぶ者あり) ああ、そうか、若葉が入っとらんね、そうやろう。
4校やけんね。

はい、どうぞ。

下田 寛副委員長

これ、とりあえず月に1回、午前中で行うというような形で、ちょっとつくらせてもらっ
た経緯があります。

で、本当は12なんで、3、6、9が議会中なんで、ここ議会のときの視察でどうでしょう
かということはいたいていあります。

なんで、それかもうプラスアルファで時間をとって、ちょっと午後をまたいだ形で1日お
時間、皆さんにいただきながら、視察をやるとかですね、その辺も、皆様のお知恵をいただ
ければと思います。

柴藤泰輔委員

今の下田副委員長の案で、3、6、12と、その午後からもってという案がありましたけど、
どちらかというとなら午後からのほうが、特に12月はまだ、委員会メンバーの改選期になる
からですね。3、6、9になるとまた1校が足りなくなりますんで、午後からの案というこ
とで、がどうでしょうかということ。

以上です。

国松敏昭委員長

議会中やろ、3、6、9、それ入れても、いっちょ足らんとやろ。どこやったかな。基里
中学校と、小学校、弥生小と若葉小と、あ、麓か。麓、これだけがあれやね。

だから、基里の場合は小中一緒に行くか、それはどっか、ちょっとわからんけど、例えば
全部行くとすればよ、そういうことも選択肢の中かなあと思って。

全部行くとすれば、4カ月か3カ月で、議会中かな……、(発言する者あり) 電子黒板の
話ですか。(発言する者あり)

どがんでしょうか。

これで行くのか、もしくは、少しつけ加えるのか。

下田 寛副委員長

じゃあ、ちょっと今いただいたアドバイスも含めて、ちょっと午後もまたぐような形になり
ますけど、その4校も、この休会中のところに入れさせていただいて、また組ませていた

だくというような形で、よろしいでしょうか。(発言する者あり)

一応、執行部からは、そこだけはちょっとあけてもらってるような形なんで、そこに、入れてもらうことも、全然可能です。

国松敏昭委員長

そしたら、議会中も、4校を、うまく入れ込んでいくということで。

下田 寛副委員長

ただ、緊急で、ちょっと違うところを調査に行かないかということも、議会中は出てくると思うんですよね。

そのときにどう、午後までまたいで視察に行くとか、ちょっとそういった形にはなろうかと思えますけれども、もしそれでよろしいのであれば、ちょっと、12月は先ほどアドバイスいただいたとおり、改選になりますんで。

ここはちょっと省いた上で、いずれにしてもどこか、一月は午前と午後までちょっとかぶるような形になると思うんですけれど、そういった形でいいですかね。

国松敏昭委員長

日程等は、どがんするかたいね、問題はね。

下田 寛副委員長

そうすね、きょうのあしたでありますけれど、またちょっと執行部の方と話をして、あした提示ができるように、はい、したいと思います。

国松敏昭委員長

以上で、何か、ほかにござい、この件についてよろしいでしょうか。現地視察の年間計画についての、今の皆さんの御意見を反映した上、これを調整し、副委員長のほうで調整していただいて、実施するという事で御了解いただいてよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいでしょうか。

ほかございますでしょうか。この件は、これでよろしいですね。

ほかのことでまた御意見がございましたら、はい。

中村直人委員

せっかく競馬議会の議員、競馬の関係出たので、うちからも競馬議員が出とるはずだから。(発言する者あり)

大体ならね、そういったところからも資料が出て、競馬議会なんだから……。

国松敏昭委員長

誰やったかな。久保山議員やった。(発言する者あり)

2名、ね。

状況報告ということで、今手元にあります資料と、競馬議会に出られている久保山議員もおられますが……、それで今、中村委員のほうから、競馬組合も出てある方もおられるということですが、何か御意見、今に対するお話ございましたら。

久保山日出男委員

大まかな言い方すると、競馬自体は入場者数も全部減ってきてあるけれども、要するにインターネットで若い者も、よその人もふえてきて、この間も単年度黒字が出て、1億2,000万円ぐらいになって、累積赤字も一億七、八千万円ぐらいの累積から引いて、累積も7,000万円ぐらいの赤字になっている状況です。相対的に今競馬場のある。

あと、我々の時には競馬の記録を送ってくるだけで、いろんなものの状況についてはないです。

やはり議会として上げてくる上においては、予算、補正と言うよりも途中でやはり並行してやっておるからですね、職員のほうは。だから後処理での説明、提案があるぐらいで、まだ2回しかあつとりません。1回私ちょっと断ってます、この間視察がダブったから。結果的に1回しかあつておりません。

そのときには、要するに黒字の話ですね。累積赤字は一億八千万か九千万円あったと思います。持って来いちゅうなら調べないかんけど。要するに基本的に、七、八千万円の累積赤字が現時点であるちゅうことですね、赤字が続いておりましたけど。

それで、工事には場外馬券場の整備をちょっとしたいということの話はあつておりました。それから詳細な、屋根工事は一時中止になっているという話は聞いたけれども、小さな、微々たる話は、我々に明かされることはありません。議会があつたときのみ、概要説明がありますけども。

国松敏昭委員長

以上ですか。

久保山日出男委員

うん。それ以上聞きたいようであれば、競馬組合のほうにおいでいただく方法もあります。担当者もちゃんとおりますから。

国松敏昭委員長

はい。

ちゅうことは……、「今まではそういうことはあつたんですか、説明は。そういうことあつたんですか」と呼ぶ者あり）私の知る限り、はないですけど、今、「初めて聞きましたけど。書類があつたのも初めて知りましてけど」と呼ぶ者あり）総務委員会では出されてお

ました。「(「だけん、初めてですて私が言いよるだけじゃないですか」と呼ぶ者あり)
ちょっと休憩をとります。

午後 1 時29分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時30分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

ただいまの議案外の佐賀県競馬組合の状況報告については、採決後、執行部より、説明があるというふうになっておりますので御理解ください。

ほかございますでしょうか。

[発言する者なし]

御意見ございませんでしたら、自由討議を終わります。

執行部を入室させますので、暫時休憩をいたします。

午後 1 時30分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 1 時37分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総 括

国松敏昭委員長

国松敏昭委員長

次に、議案甲第32号 鳥栖市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。



議案甲第33号 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第33号 鳥栖市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。



議案甲第34号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第34号 鳥栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をいたしました。



去る11月19日に同組合議会在、開催されております。

平成25年度の決算の状況でございますが、全国の地方競馬におきまして、これまでレジャーの多様化及び景気低迷の影響により、売得金の減少傾向が続いておりました。平成24年10月から始まったJRAのI-PATでの発売により、多くの地方競馬の発売成績は好調とのことでございます。

平成25年におきましては、このI-PAT発売が年間を通じて発売できることになったことにあわせ、その他インターネット発売が伸びたことによりまして、全国地方競馬売得金の総額は、前年度比106.8%となっているというふうに聞いております。

佐賀県競馬組合におきましても、インターネット発売での売り上げがますます大きなウエートを占める傾向にあり、さらなる増収を図るため、日没時間まで競馬を行う薄暮開催を積極的に実施し、JRA終了後にも全国の競馬ファンに、佐賀競馬の勝馬投票券を購入していただけるよう、発売終了時間を延長されております。

佐賀競馬の情報を全国に向けて発信するため、地方競馬全国協会と連携し、全国のスポーツ紙や、競馬雑誌等に佐賀競馬の広告等を掲載されるなどもされております。

こういうことを受けまして、平成25年度の勝馬投票券の売得金額は前年度から25.6%伸びており、インターネットの発売が87.7%の伸びとなるなどし、約131億9,000万円程度の売得金の金額というふうに聞いております。

なお、歳出につきましては、老朽化した施設整備の改修に必要な経費を要しておりますけれども、給料カットを継続するなどして人件費の縮減に努めたほか、事務費などその他経常の経費について全般的な削減をされております。その結果、平成25年度単年度収支は約2億1,900万円の黒字となっております。また、歳入から歳出を引いた形式収支では約7,600万円となっているということでございます。

平成25年度における歳入歳出決算額は、歳入総額として139億9,331万円、歳出総額140億6,952万円となっていると報告を受けたところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けいたします。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

次に……、もう1件、すんません。

学校教育のほうで報告があると。

天野昌明教育長

それでは、教育委員会のほうから一つ御報告をいたします。

お手元にプリントを配付しておりますけれども、鳥栖市立小中学校の夏休みの短縮についてということでございます。

ここに、「はじめに」というところを書いておりますけれども、より多くの授業時数を確保するために、土曜授業を実施する自治体がふえているというふうに書いておりますけれども、実は、県の総合計画の2011の中で、この土曜日の活用というのがうたわれまして、一応県のほうでは、平成26年度に20市町で実施したいという数値目標を上げておりましたが、そういうことで、鳥栖市のほうにもいろいろな話とか、指導もあっておりましたけれども、私としては、教育委員会としてはですね、非常に土曜日の授業ということに関しましては、社会体育、部活動等、塾等いろいろなことを考えまして、支障が、まだ、実施できる状況ではないというふうなことをずっと考えておりました。

しかし、この土曜日等の活用の等の中です、長期休業というのがありまして、鳥栖市のほうでも、平成26年度中に市内の小中学校の普通教室にエアコンが設置がされるという学習環境が整った時点でですね、いよいよその時が来たなというふうに思って、市内の小中学校の夏休みを1週間短縮したいという考えで、12月10日の日に定例教育委員会を実施いたしまして、決定をいたしました。

具体的には、7月21日から8月31日までであったりまして夏休みを、7月21日から8月の24日までということで、2学期の始業式を8月の25日にスタートというふうにしております。

中学校のほうでは、既に佐賀テストであったり、部活であったり、それから、体育祭の準備であったりということで、ほとんど前の1週間前は学校によく出ている状況もあって、非常にハードルも低いということも含めてですね、一緒にやろうかという考えもありましたけれども、中学校で平成27年度から試行し、次の年小学校のほうで、平成28年度から試行していきたいというふうに考えております。

試行終わった後、管理規則を変えるという流れに考えております。

その4番目に理由を書いておりますけれども、授業時数の確保と教育課程に余裕ができると。それから授業時数増加で5時間の、五五二十五時間程度と考えておりますけれども、学力向上が期待できるであろうと考えていますが、一番はゆとりのある教育活動が可能になるだろうというふうに思っています。

小学校においてはそのほかにもいろんな課題が出てくるだろうと思います。給食の月額制のために給食回数ふえるということもありまして、給食の徴収金額という面も出てきますし、それから、特別支援の生活補助員等の賃金等も出てきます。

また、光熱水等にもいろんな、費用の面も出てくると思いますけれども、こういった課題

を来年度中学校の実施とともに見直しながら、考えながら、小学校のほう考えていきたいというふうに思っております。

近隣の自治体については、そこに、下に書いているような状況になってはいますが、久留米市のほうも平成27年度に全小中学校で実施をするというふうなことになってはいますし、福岡市のほうも小学校では平成28年度、中学校で平成29年度、これはエアコンの設置の伴ってということになってはいますが、そういう状況にあるということになってはいます。

以上で報告終わります。

国松敏昭委員長

ただいまの報告についての質疑があれば、お受けしたいと思います。

下田 寛委員

ちょっと素朴な質問で、組合のやつ、すいません、ちょっと1個戻ってですね。これ、ほかの委員会においても、(発言する者あり) すいません、ほかの委員会においても、それぞれの組合議会の、ほかの委員会においても、それぞれの組合議会の報告というのは、あつてましたっけ。

国松敏昭委員長

ほかの組合。事務組合の話。(発言する者あり)

古賀達也総務課長

正確ではないかと思はれますけれども、消防事務組合、それから広域ごみ等につきましては、負担金という形で支出をされておりますので、その清算というか、そういう形で決算の中では、状況の報告があつてはるかとは思はれます。

競馬組合につきましては、一般的な負担金の支出というのがございませぬので、その決算の状況について、議案外ではございませぬけれども、当総務文教常任委員会のほうで説明、報告をさせていただいているものと思はれます。

以上でございませぬ。

下田 寛委員

そういう違いがあるということですね。

すいません、ちょっと、記憶があいまいで申しわけなかつた、ほかの委員会で報告があつてたかなと思つてのことでした。

もしそうであれば足並みをそろえていただいたほうがいいなと思つて、ちょっと聞かせてもらったところです。

国松敏昭委員長

ただいま教育長の報告については、いかがでございませぬでしょうか。

成富牧男委員

試行ということですよ。例えば先生方、ずっと私多忙化の問題取り上げてますけど、先生方のゆとりという面では、それも、ゆとりができるんだよってということなんですか。

それが一つと、例えば幾つか、こういう、課題ちゅうか、せんといかんのがあるということで、水道光熱費とかいろいろ挙げられましたけれども、例えば、なかよし会なんかもふえるんですかね。これ。日にちが。

ですね、そういうところ、ほかにも何かあれば、大体、私が思いついたについての考え方で、それぐらいですかねちゅうこと。

国松敏昭委員長

3点。

成富牧男委員

以上です。

はい。

天野昌明教育長

先生方のゆとりの面というか、多忙化とかいうふうなことでいろいろ言われてますけれども、実際、40日間の長期休業の中で、やっぱりこれが始まると、8月の第4週に、今まで有休をとったりとか、夏休をとったりとかいうふうなことはできなくなると思います。

だから、早目にとっていただくということをやっぱりしていかなければならないというふうには思ってますけれども、出張関係が、8月の第4週にある場合なんかについてはですね、その辺についてももしっかりこの辺で、検討し、こちらからの出張等は控えたいというふうには思っております。

それから、なかよし会との関係ということですが、当然8月の第4週はもうなかよし会の午前の部は、3時までは必要なくなるというふうなことになります。

それと、課題はどういうものがあるかということになるんですけれども、やっぱり一番は光熱費とか、それから、給食センターの光熱費とか、それから、臨時職員等の賃金、それから、特別支援学級補助員の賃金等とか、それからもちろんエアコン使います、さっき言ったように小学校の教室、それから小学校の場合、プール、ここを開放するのが長くなれば、8月までというので薬剤師とか、また、光熱費も絡んで非常にその辺は高くなるというふうな事になってます。

しかし、いずれにしてもその子供たちが、この25時間ということに余裕を持って、先生方もですね、余裕を持って、ばたばたしてたいろんな行事をですね、少しこの分で、行うこともできますし、非常にゆとりのある教育課程は、これ組めるだろうというふうには考えて

おります。

以上です。

成富牧男委員

そしたら意見、今の聞いたの意見ちゅうか、意見じゃなくて、要望ですよ。

いずれにしても、保護者のなんか今からですかね。試行っていうことですので、この試行の中でですよ、さっき申し上げた現場というふうな、先生方の声、それから、保護者の声、そういう、それからとかもろもろの関係者の声も十分くみ上げた上で、本格実施に入るのか入らんのかも含めてですね、していただきたいなということ。

要望です。終わります。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



所管事務調査

国松敏昭委員長

次に、当総務文教常任委員会の所管事項について御意見や、お聞きしたいことがありましたら、この際でございますのでお受けしたいと思います。

御意見等のある方は手短にお願いしたいと思います。

成富牧男委員

2点になるのかな。一つはですね、2点です。

一つは、この場でも特別支援学級の補助員さんの話が十分出てたと思いますが、その中で、人数と合わせて1日の時間帯の問題が出てたと思います。3時半というのは実態に合わないということですね。3時半ですよ、3時半まで。1日の終わりが3時半までになつとる。

実態は4時か4時半ぐらいまで欲しいという声が大分上がったと思うんですが、一番新しい市報の1月号を見ると、やはり15時30分までという条件で募集をしてあるみたいですよ。

で、これはこれとして、まだ予算はですね、当初予算、平成27年の当初予算、今からでも間に合うと思います。1時間あった、1時間延ばすぐらいですから、その単価掛ける、大し

た金額にはならないと思いますので、ぜひ現場の声も充分聞いてですね、結局は最終的には子供にかかわる問題ですので、お願いしたいと思います。それが一つですね。

それともう一つは、結論的には似たような話になりますが、同僚の尼寺議員が一般質問でもちょっとやってましたけれども、正直なところ、事務局の執行部のほうからも、そがなことやったら早う、うちには何も言うてきとらん、学校現場から何も言うてきとらんとですよ、そぎゃんとはどんどん上げてもらわなっていう話もあったやに聞いておりますので、そのシステムですね、システム的には現場から校長が上げるっていうのがあるんでしょうけど、ヒアリングもね、当初のヒアリング、補正のヒアリングなんかがやられてるんでしょうけど、そのパイプが十分なのかどうかですね。

ある意味じゃ自主規制でいいですか、もうはなから、いやひよっとしたら諦めも含めてかもしれませんけど、校長から十分に上がってない、ということはないのかどうか、改めてですね、平成27年度予算、もうヒアリングはあってるかもしれませんけど、そこら辺も含めて、遠慮なく、平たい言葉で言えば遠慮なく現場の実情は出してくれと。あとそれを査定、一定整理は、事務局でやるからっていうぐらいのですね、先生、校長先生方にはぜひ、きちっと現状を報告すると。

できるかどうかは別として、現状を報告するという意味でもですね、きちっと予算で対応しなければならない分については上げてくれということを経理会なり、しかるべき場で言っていたきたいなと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

要望ですね。

ほかはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

以上で、所管事務についての協議を終わります。



国松敏昭委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて平成26年12月定例会総務文教常任委員会を閉会をいたします。

午後 1 時58分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭 ㊞

